

明日に出でて里に行き、夕に来りて坊に入りて居る。以ちて常の業とす。時に因勢師の弟子の優婆塞、見て師に白す。師答へて言はく「言ふことなけれ。黙然せよ」といふ。優婆塞竊に坊の壁を穿ちて窺へば、其の室の内に光を放ち照り炫く。優婆塞見て、また師に白す。師答へて言はく「然有るが故に我汝を言ふことなけれと諫めたり」といふ。然うして後に願覚忽然に命終る。時に江に有る人言はく「是に願覚師有り」といふ。すなはち師の告を奉りて焼き收め訖りぬ。然うして後に其の優婆塞、近江に住む。時に江に有る人言はく「比頃詫らずして、恋ひ思ふこと間無し。起居安くありやいなや」といふ。當に知るべし、是れ聖の反化なることを。五辛を食むことは、仏の法の中に制む。而れども聖人用食むときは

皇太子岡本宮に居住みたまふ時に、縁有りて宮を出で、遊観せむとして幸行す。片岡村の路の側に乞匂人有り。病を得て臥す。太子見て輦より下りたまひ、俱に語りて問訊ひたまひ、著たまふ衣を脱きて病人を覆ひたまひ、而うして幸行したまふ。遊観既に詔り、輦を返して幸行したまへば、覆ひたまふ衣を脱きて木の枝に掛け、彼の乞匂無し。太子衣を取りて著たまふ。有る臣白して曰さく「賤しき人に触れて穢れたる衣、何すればぞ乏しくして更に著たまふ」とまうす。太子詔はく「佳きかな。汝は知らず」とのたまふ。後に乞匂人、他処にして死ぬ。太子聞きたまひて使を遣りて殯せしめたまふ。岡本村の法林寺の東北の角に有る守部山に、墓を作りて收め、名けて人木墓と曰ふ。後に使を作りて書きて墓の戸に立つ。歌に言はく「いかるがのとみのをがはのたえ巴こそわがおほきみのみなわすられめ」といふ。使還りて状を白す。太子聞きたまひて嘿然して見、聖人の通眼には隠れたる身を見る、と。斯れ奇異しき事なり。

言はず。誠に知る、聖人は聖を知り凡夫は知らず、凡夫の肉眼には賤しき人を見、聖人の通眼には隠れたる身を見る、と。斯れ奇異しき事なり。

また謫法師の弟子円勢師は、百濟國の師なり。日本國の大倭國葛木の高宮寺に住む。特にこの法師有りて北の方に生む。名けて頬覓と号ふ。其の師常て

也」とする。云冠位十二階制をさだめたことに「也」という。底本訓積音一階制をさだめたことに「也」である。底本訓積音一階制をさだめたことに「内外」(上巻序)にわかつてすぐれているのがゆえに聖徳と称した、といふ論理であろう。制作の功ゆえ、とするのは福井順康説。云天皇よりも上位の待遇を得てゐる、といふ意も含まれてゐよう。

奈良県生駒郡斑鳩町あたりに所在。書紀では、推古天皇十一年(603)に法華經が講ぜられてゐる。底本訓积(鷦伊加留加)。ニ奈良県葛城郡王寺町あたり。ニ乞者。乞食。底本訓积(乞)乞下音可太乃為、又云時反、二合、保可比^ニ止)は(乞)乞下音古太反、又云討反、二合、保可比^ニ止)か。四底本訓积(讐見己之)。五奈良県生駒郡斑鳩町大字三井に所在。法輪寺ともい。六末詳。七棺を(ひとき)ということによる命名であろう。(棺)古良反、木(新撰字鏡)。八戸解。中巻五縁の蘇生のイメージに結びついている。九巨勢^ニ杖の(作)上宮聖德法王帝説。本説話の一部分として解するならば、「みな」は上文に聖德太子の「名」について述べられていることにかかる。○本書(とくに延暦八年原撰本)では、日本の仏教は聖と隠身の聖によって伝えられてきた、とする考えが基調となつてゐる。本説話では聖德太子が聖とされ、乞囚人が隠身の聖とされている。『いかるかの』の歌を説いた乞囚人を文殊菩薩の化身とみる説が、喜撰式、俊頬體胸、奥義抄など、後代の書にみえる。とくに喜撰式には「隱人文殊」とある。文殊師利般毘盧經に此文殊、即自化身、作^ノ貧窮孤獨苦惱衆生、至^ニ業者前^ニことあるのにもとづいて、文殊師利菩薩乞囚人や飢者に化して人々を導いた、といふ内

容の説話が後代には作られたが、本説話をその系譜につらるるであろう。魏志・杜襲伝に「襲曰、夫惟賢知賢、惟聖知聖、凡人安能知之非凡人耶」(攷証補訂)、巖山遠公話に「凡夫肉眼、豈弁^シ聖賢」とみえる。乞囚人と化して死を現じた聖のイエシは、下巻五縁の鹿と化して現じた妙見菩薩に結びついている。(二)底本訓釈「奇(米川良之久、又云アヤヒ久)」。(三)静讐。北周の宣政元年(586)に四十五歳で歿。続高僧伝・二十ニに伝がある。自ら命を絶つた。自らの腸を引き出して松の枝にかけた、とある。前半の聖德太子説話にみえる乞囚人が衣を木の枝にかけたことからの連想の糸つながりがない。(三)未詳。本説話以外に所伝をみない。

西 奈良県御所市大字西佐味に所在。高昌廢寺跡がその地とされる。(五)未詳。本説話以外に所伝をみない。(六)底本訓釈「穿(恵利天、又云宇可知天)」。(七)底本訓釈「窺(宇加くへ波)」。

六 本書では、焼くな、といふ命令の例は多いが、焼け、といふのはここだけにみえられる。焼かれが焼けるによって「解する説話、すなわち火解説話として本説話をとらえる中前正志説がある。(八)近江国志賀郡の教待和尚の数百歳の長命と魚食とが本朝神仙伝に伝えられている。願覚のばあいにも元来は魚食伝承が存したであろう。末尾に突如としてみえる食五辛の制戒の記事は、おそらくは願覚の魚食に対する弁明であろう。國遺事は、おそらく一居士に化した文殊菩薩をもつてあらわれて慷慨をたしなめたことがみえ、本朝新修住生伝・三十九に文殊の化身たる老翁が鰯をになつて登場したことがみえる。文殊の化身たる行基に膽を口の中に入れて吐いたところ魚となつたという説話が存することをも合わせ考えると、文殊菩薩にかか

さむぼう
三宝を信敬ひて現報を得る縁 第五

如く、或るは「かづち」の振動くが如し。昼は鳴り夜は躍きて東を指して流る。大部屋栖古連公天皇に聞奏せども嘿然したまひて信ひたまはず。更に皇后に奏せば聞きたまひて連公に詔して曰はく「汝、往きて看よ」とのたまふ。おほせこと詔を奉りて往きて看る。実に聞ける如く霹靂に当りし楠有り。還りて上奏さく「高脚浜に泊つ。今屋栖伏して願はくは仏の像を造りたてまつらむ」とまうす。皇后詔はく「願ふ所に依るべし」とのたまふ。連公詔を奉りて大に喜び、嶋大臣に告げて詔命を伝ふ。大臣また喜び、池辺直氷田を請へ、仏菩薩の三軀の像を雕造らしむ。豊浦堂に居きて諸人仰ぎ敬ふ。然うして物部弓削屋大連公皇后に奏して曰さく「おほよそ仏の像を国内に置くべからず。なほ遠く棄て退けよ」とまうす。皇后聞きて屋栖古連公に詔して曰はく「疾に此の仏の像を隠せ」とのたまふ。連公詔を奉りて、水田直をして稻の中に藏さしむ。弓削大連公火を放ちて道場を焼き、仏の像を将ちて難破の堀江に流す。然うして屋栖古を徵めて言はく「今国家に災起るは、隣の国の客神の像を己が國內に置くに依りてなり。斯の客神の像を出して

速忽に棄て、豊國に流すべし」といふ客神の像とは仏なり。固く辞びて出さず。弓削大連心を狂し逆を起し、傾謀を謀り便を窺ふ。爰に天また嫌み地また懲み、用明天皇の世に当りて、弓削大連を挫き、すなはち仏の像を出して後の世に伝ふ。今の世に吉野の竊寺に安置きて光を放つ阿弥陀の像はれなり。皇后笑丑年の春正月に位に即きたまひ、小笠田宮に三十六年宇御めたまふ。元年の夏四月の庚午朔の己卯に、厩戸皇子を立てて皇太子にしたまふ。乙丑の夏五月の甲寅朔の戊午に、屋栖古連公に勅して曰はく「汝の功は長遠に忘れじ」とのたまひて、大信位を賜ふ。十七年己巳の春二月すなはち屋栖古連公を以ちて太子の肺臍の侍者にしたまふ。天皇の代十三年乙未の夏五月の甲寅朔の戊午に、幡磨国揖保郡の内二百七十三町五段余の水田につき、皇太子連公に詔して、幡磨国揖保郡の内二百七十三町五段余の水田の功は長遠に忘れじとのたまひて、大信位を賜ふ。天皇聽したまはず。四八年甲申の司に遣したまふ。二十九年辛巳の春二月に、皇太子斑鳩宮に命薨りたまふ。夏四月に、ひとりだいぞうて斧を執りて父を殴ふ。連公見て直に奏して白さく「僧尼を檢し校へて中正を量るべし。僧尼惡を犯せらば是非を断らしめよ」とまうす。天皇勅して曰はく「諾なり」とのたまふ。連公勅を奉りて檢ふ。僧は八百三十七人、尼は五百七十九人なり。觀勒僧を以ちて大僧正とし、大信

なり。天年澄める情ありて三宝を重尊ぶ。本記を案ふるに曰はく「敏達天皇の代に、和泉國の海の中に樂器の音声有り。笛と箏と琴と箜篌と等の声の如く、或るは雷の振ひ動くが如し。昼は鳴り夜は耀きて東を指して流る。大部屋栖古連公天皇に聞かせども黙然したまひて信ひたまはず。更に皇后に奏せば聞きたまひて連公に詔して曰はく汝を聞きて看よとのたまふ。詔を奉りて往きて看る。實に聞ける如く霹靂に當りし楠有り。還りてて大に喜び、嶋大臣に告げて詔命を伝ふ。大臣また喜び、池辺直・氷田を請へ、仏菩薩の二軀の像を雕造らしむ。豊浦堂に居きて諸人仰ぎ敬ふ。然うして物部弓削守屋大連公皇后に奏して曰さく「おほよそ仏の像を国内に置くべからず。なほ遠く棄て退けよ」とまうす。皇后聞きて屋栖古連公に詔して曰はく「疾に此の仏の像を隠せ」とのたまふ。連公詔を奉りて、氷田直をして稻の中に藏さしむ。弓削大連公火を放ちて道場を焼き、仏の像を将ちて難破の堀江に流す。然うして屋栖古を徵めて言はく「今國家に災起るは、鱗の国の客神の像を」が國內に置くて衣りてなり。斯の客神の像を出でて五

まる魚食伝承が存したことが推測される。本説話に願覚の魚食伝承が存したならば、そのイメージは、下巻六縁の法花経と変じた魚の説話に結びつく。^{二〇}原文「往而見当」句説は中村宗彦説による。^{二一}当は語助詞。動詞の後につき、意味はない(敦煌音楽言詞典)。^{二二}底本訓釈「謫獄(比頃二合、已乃乃呂云)」。^{二三}底本訓釈「津加飛乃(万か)津良數之」。^{二四}願覺は聖が身を化した姿であった、とする。隠身の聖として把握。「反」は「變」の省文に由来するか。梵網經古述記・下本に「反身為人」とみえる。^{二五}梵網經には「若仏子、不得食五辛、大蒜、革葱、慈葱、蘭葱、興蕖、是五種、一切底本訓釈「芸(美罪、又云機)」は、五辛の中のどれかひとつの説明であらうが、不明である。

第五縁 普業についての現報話。日本本教の黎明期が活写される。今昔物語集・十一ノ二三に書かれる。云仏、法、僧。あるいは、仏。云 大化五年(646)に制定された冠位十九階制による位。第七位。モ本説話以外に所伝はない。「大伴」は「大伴」に同じ。「連公」の例は大伴氏に多い。

六 和歌山市。

浮海玲瓏、遂取而獻^ミ天皇、命画工^ハ造^フ仏像
二輪、今吉野寺放^フ光樟像也^トとある。ニ「天皇
不信^ス仏法、而愛^ム文史」^ニ「書紀・敏達天皇」とい
う敏達天皇の性向を暗示する。ニ額田部皇后女。
のちの推古天皇。四 激しい雷。落雷。底本訓
釈〔霹靂^{ヒリ} 上音百反、下音壓反、字ニ合可美止
利^ヲ神か^乃支^ニ〕。五 底本訓釈〔桶^ハ久須^ノ力支^ニ〕。
六 大阪府高石市海浜部。底本訓釈〔脚^ハ安之^ニ〕。
七 屋栖古。〔屋栖^ハと云ふに表記るのは中國風
なのである。上表文中での表記であろう。〕
八蘇我馬子。九書紀・敏達天皇十三年条に事蹟
が伝えられている。一〇 本説話では阿弥陀像と
あり、聖德太子伝暦・推古天皇三年条には觀音
像である。阿弥陀寺・觀音冠勅像以外は飛鳥時代
であろう。広隆寺・觀音冠勅像以外は飛鳥時代
の木彫像はすべてクヌ^キ小原^ニ郎^ト。
一 桜井道場。一二書紀・敏達天皇十四年三月条。
三 底本訓釈〔堀^ハ采利^ニ〕。難波の堀江のイメ
ジは中巻七縁に結びついている。一四 底本訓釈
〔微^ハ徵^カ〕破多牟利天^ト天介止^トは、徵^ハ破多利
天^トと、天^トと、天^トと、天^トと見える傾^トに対する訓^トたとえ
ば「加多夫介牟止^ト」との混合であろう。一五書
紀・欽明天皇十三年条に蕃神^ト、用明天皇二年
条に「他神^ト」〔国神^ト〕に対するとみえる。一六漂
着した楠は西から東へと流れていた。西にある
ものとの地に返せ、といふ主張。「豊國は改訛に
は蓋謂^フ韓國^ト也^ト」とある。書紀・用明天皇二年
条には「國風法師^ト」がみえる。(七)底本訓釈〔窺
字可^ム不^ト。〕一八 底本訓釈〔嫌^ハ參禰見^ト〕。
元書紀には「天皇信^ム仏法^ト尊^ム神道^ト」とみえる。
三 底本訓釈〔挫^ハ止利比太支川^ト〕。三 奈良県
吉野郡大淀町大字比曾に所在。三 推古天皇の
即位は、書紀ではその前年の十二月八日。
三五九年四月十日。書紀には屋栖古のこと

大伴屋栖古連公と鞍部徳積とを以ちて僧都とす。三十三年乙酉の冬十一月の八日に、連公難破に居住みて急に卒ぬ。屍に異しき香有りて勅して、七日留めしめ、彼の忠を詠はしめたまふ。三日を逕てすなはち蘇甦る。妻に語りて曰はく「五色の雲有り。霓の如く北に度る。其より往きて、其の雲の道芳しきこと雞舌香の如し。道の頭を観れば、黄金の山有り。すなはち到れば面枯く。爰に薨りたまひし聖徳皇太子待ち立ちたまふ。共に山の頂に登る。其の金の山の頂に一の比丘居たまふ。太子敬ひ礼みたまひて曰はく『是れ東宮の童なり。今より已後八日を逕て、銛き鋒に逢ふべし。願はくは仙薬を服ましめたまへ』とのたまふ。比丘環より一の玉を解きて授けたまひて呑み服ましめて、是の言を作してのたまはく『南无妙徳菩薩と三遍誦へ礼ましめよ』とのたまふ。彼より罷下る。皇太子言はく『速に家に還り、仏を作る処を除へ。我れ悔過すること畢らば、宮に還りて仏を作らむ』とのたまふ。然うして先の道より還る。すなはち見れば驚き蘇る」といふ。時の人名けて還活連公と曰ふ。孝徳天皇の世六年庚戌の秋九月に、大位を賜ふ。春秋九百余のとしに卒ぬ」といふ。贊に曰はく「善きかな大部氏、仏を貴び法を讐ひ、情を澄し忠を効し、命と福と共に存ち、世を逕て天になること無し。武は万機

に振ひ、孝は子孫に継ぐ」といふ。諒に委る、三宝の驗徳にして善神の加護なりといふことを。今惟に推ぬれば、「八日を逕て鉛き鋒に逢はむ」といふは、宗我入鹿の乱に當る。「八日」といふは、八年なり。「妙徳菩薩」といふは、文殊師利菩薩なり。「一の玉を服ましむ」といふは、難を免れしむる薬なり。「黄金の山」といふは、五台山なり。「東宮」といふは、日本国なり。「宮に還りて仏を作らむ」といふは、勝宝応貢聖武太上天皇、日本国に生れて寺を作り仏を作りたまふなり。爾の時に並び住む行基大徳は、文殊師利菩薩の反化なり。是れ奇異しき事なり。

第六 縁を得る現報をひて懇念をさへた菩薩の觀音

老師行善は、俗姓豎部氏なり。小治田宮に宇御めたまひし天皇の代に、遣されて高麗に学ぶ。其の國の破るるに遭ひて流離へて行く。急に其の河辺にして椅壊れ船無く、過渡るに由無し。断えたる橋の上に居て心に觀音を念ふ。すなはち老翁舟に乗り迎へ速りて、同じじく載せて共に渡る。渡り竟りて後に舟より道に下るれば老公は見えず。其の舟は忽に失す。すなはち觀音の応化なら

るが、本説話の本記の内部では、三十二年としても何の矛盾も存しない。三々なる。底本訓釈「殿太々加不」。函底本訓釈「諾宇ヘ奈利時」。同意があらわす。書紀には「当ニ有寺四十六所、僧八百六十六人、尼五百六十九人、并一千三百八十五人」とある。〔六〕百濟の僧。推古天皇十年十月に來朝書紀。毛書紀では「僧正」。云屋尾古が僧都に任せられたことは、本説話以外に所伝をみない。

一書紀にみえる。底本訓釈「安草(葦か)〔音安反〕」。二書紀には、この時に阿曇連が法頭に任せられている。書紀では僧正、僧都には僧が、法頭には俗人が任せられている。〔六〕二五年。四底本訓釈「翻復(上音分、下音服、「平札利(二合、加乎札利か)」。五生前約忠をたなえて歌歎である。送達は歌舞がおこなわれたであろう。底本訓釈「伊乃波之牟卒」。六底本訓釈「蘇(左女)ニ越(伊支太利)」。七底本訓釈「覗爾(之)」。八阿弥陀經通贊疏「上には、文殊菩薩は北方常喜世界の歡喜藏摩尼宝積仏である、とみえる(松浦貞俊)。九鷄舌香(九種の花の可含香)」。十底本訓釈「爰(アヘン)也久(アヘン)」。三底本訓釈「爰已ミ爾」。三僧。七衆のひとつ。出家の成年男子。天竺風の容姿であることをうかがわせる。〔六〕東宮に仕える従者の童。底本訓釈「童(和良波奈利)」。〔六〕軍勢の比喩的表現。底本訓釈「和良波奈利」。〔六〕左支乃」。〔六〕底本訓釈「召(乃見)」。〔六〕「南無は、帰依する。「無は」広韻・上平十一模(莫胡切)に「无^フ南无^フ、出^フ釈典^フ又音無^フ」とあり、「も」。妙德菩薩は文殊菩薩。文殊菩薩に

はみえない。本説話の書き方では「肺瘍侍者は
ひとつの役職のよう」に読める。^(二) 六〇五年。
底本に「二年乙丑」とあるが、「二年は甲寅である。
乙丑をもとにして国会図書館本に拠つて「十三
年」と改めた。しかし、十三年の五月は庚寅朔。
五月が甲寅朔となるのは十四年。戊午は五
月五日。推古天皇十四年五月五日には鞍作鳥が
大仁位を賜わっている(書紀)。^(三) 云書紀・推古
天皇十四条では「五月甲寅朔戊午、勅鞍作
鳥曰」として詔が述べられ、その詔は「此皆汝
之功也」と閉じられて、ついで「即賜之大仁位、
因以給之近江守郡都水二十町焉」と述べら
れてある。本説話と叙述形式が「並」する。
云推古天皇十一年(癸未)に制定された冠位十二
階制による位。第七位。大仁位は第三位。
元六〇九年。^(四) 元兵庫県揖保郡、龍野市、姫
路市、相生市あたり。本書では「幡磨」という表
記が用いられる。「幡磨」はハリマ、「幡磨」
マ、ハンマ、に対応する表記である、とする説
(浜田乾)がある。^(五) 「町」は、土地の面積の単
位。高麗尺の六尺平方を一步とし、二五〇歩を
一段とし、十段を一町とするのが古制。令制で
は高麗尺の五尺平方を一步とし、三六〇歩を一
段とし、十段を一町とする。和訓は「一步」は
「あし」、「一段」は「きだ」と「町」は「まち」。^(六)
云六一二年。天寿國纏帳銘、法隆寺金堂积迦
像銘などは、聖德太子の薨去を推古天皇三十年
(癸未)二月二十二日とする。推古天皇二十九年
(癸未)とするのは聖德太子伝暦。^(七) 三、底本訓釈
紀はこの記事を推古天皇三十二年として記述。
しかし、元の推古天皇三十二年、三十三年の
叙述にみえる崩の干支は三十一年、三十二年の
それに一致する。書紀には何らかの錯誤が存す

むと疑ふ。すなはち誓願を発し、像を造りて恭敬はむとす。遂に大唐に至りて、すなはち其の像を造りて日夜帰り敬ふ。号けて河辺法師と曰ふ。法師の性忍辱人に過ぎ、唐皇に重せらる。日本國の使に従ひて、養老二年に本朝に帰向る。興福寺に住み、其の像を供養して卒ぬるに至るまで息まず。誠に知る、觀音の威力の思議すること難きことを。讀に曰はく「老師遠く学びて、難に遭ひて帰らむとす。濟渡るに由無く、聖を憶ひて椅に坐る。心に威力に憑りて、化翁來り資く。別れて後に遙に翳れ、儀を因して常に礼みて、其の役輒まず」といふ。

第七 亀の命を贖ひ生を放ちて現報を得亀に助けらるる縁

禪師弘濟は、百濟國の人なり。百濟の乱の時に当りて、備後國三谷郡の大領の先祖、百濟を救はむが為に軍旅に遣さるる時に、誓願を發して言さく「もし平に還来らば、諸の神祇の為に伽藍を造立て多諸くの寺を起らむ」とまうす。遂に災難を免れ、すなはち禪師を請へて相共に還来り三谷寺を造る。其

の禪師の伽藍と諸の寺とを造立てたる所以なり。道俗観て、共に為に欽敬ぶ。禪師尊き像を造らむが為に、京に上り財を売る。既に金と丹との等き物を買得て、難破の津に還到る。時に海の辺の人大なる龜四口を売る。禪師人に勧へて買ひて放たしむ。すなはち人の舟を借り、童子二人を將て共に乗りて海を度る。日晚れ夜深けて舟人欲を起し、備前のかねの邊に行到りて、童子等を取りて海の中に擲入る。然うして後に禪師に告げて云はく「速に海に入るべし」といふ。師教化ふといへども賊なほ許さず。茲に願を發して海の中に入る。水腰に及ぶ時に石を以ちて脚に當つ。其の曉に見れば、亀負へり。其の備中の浦にして、海の辺に其の亀三領きて去る。是れ放てる亀の恩を報ゆるかと疑ふ。時に賊等六人、其の寺に金と丹とを売る。檀越まづ量るに価を過ゆ。禪師後に出て見れば、賊等忙然しくして退進を知らず。禪師憐愍びて刑罰を加へず。仏を造り塔を巣り、供養し已りぬ。後に海の辺に住みて往々来る人を化す。春秋八十有余のとしに卒ぬ。畜生すらなほ恩を忘れず、返りて恩を報ゆ。何にいはむや、人にして恩を忘れむや。

第七縁 善業についての現報説話。今昔物語集十九ノ三十に書承。
一耐え忍ぶこと。六波羅蜜のひとつ。二七年に即位、六二八年に薨去。下文に養老二年に帰國、とみえるが、推古天皇の末年より数えて養老元年は九十年にあたる。続日本紀に負笈遊学、既經七代、ことあるより推せば、齊明天皇の代(大業六年)に高麗に渡つたことになる。推古天皇の代とすれば九十年以上の遊学となりあまりに高齢にすぎるが、本説話の内部に矛盾を生じるわけではない。毛高句麗。

四「老翁」のイメージは中巻八縁の「不知老人」に結びついている。觀音を忿じたところ船が現在に現れる。夙夜帰り敬ふ、然問其像俄失、不知所在矣」とある。五「帰、椅、資、に押韻をこころみている。五底本訓釈「資助也」。六底本訓釈「過忽也」。七底本訓釈「翳可久礼奴」。

第八縁 善業についての現報説話。今昔物語集十六ノ一、扶桑略記・養老二年(七〇)条に書承。
三底本訓釈「懲怙也、依也」。高齢なるがゆえの称であるが、年齢に関しては疑点が多い。四「沙門行善、負笈遊学、既經七代、備嘗難行、解三五術、身歸三本鄉、矜賞良深、如例二とみえる。五高句麗系の氏族であろう。六底本訓釈「堅部氏」とする。七推古天皇は五九

年、並知也。八「皇極天皇二年(西暦)に山背大兄王を廢つたことをいう。「八日」八年は日本紀・天平宝字二年(西暦)八月九日条には「勝宝感神聖武皇帝」。本書の尊号は光明子の尊号「十八日」十八年の誤り、とするのは攷証のイメージは下巻七縁の仲磨の乱に結びつく。五中国山西省に所在、文殊菩薩の居處。六聖武天皇。この尊号は本書特有のもの。統卷七縁に結びついている。三六五〇年。七底本訓釈「存持也」。八底本訓釈「天へ奈也、並知也」。九「底本訓釈「罷可利」」。十「みすから作つた罪過を懺悔すること。本説話は日本の文殊悔過の起源説話といらるべきか。十一見ると同時に、その意。蘇軾のイメージは中卷七縁に結びついている。三六五〇年。十二「底本訓釈「行基」」。十三「底本訓釈「行基」」。十四「底本訓釈「行基」」。十五「底本訓釈「行基」」。十六「底本訓釈「行基」」。十七「底本訓釈「行基」」。十八「底本訓釈「行基」」。十九「底本訓釈「行基」」。二十「底本訓釈「行基」」。二十一「底本訓釈「行基」」。二十二「底本訓釈「行基」」。二十三「底本訓釈「行基」」。二十四「底本訓釈「行基」」。二十五「底本訓釈「行基」」。二十六「底本訓釈「行基」」。二十七「底本訓釈「行基」」。二十八「底本訓釈「行基」」。二十九「底本訓釈「行基」」。三十「底本訓釈「行基」」。